

件 名	協同労働の協同組合法の速やかな制定に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区墨田四丁目 2 7 番 3 - 3 0 1 号 オークラハイム鐘ヶ淵 大 谷 みちこ			
受理年月日	平成 2 0 年 9 月 4 日	受理番号	第 1 5 号	
要 旨 法制化が始まろうとしている「協同労働の協同組合法」の国会での徹底した議論と速やかな制定のため、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。 (理 由) 今、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した非営利のコミュニティビジネスが、NPOや協同組合、ボランティア団体によって事業展開されていることも一つの事例です。このように地域で暮らし、地域を再生する取組の一つとして、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す『新しい働き方』を求める」動きが活性化してきました。 しかしながら、これらの活動をさらに活発にしていくためには、社会的理解や法制度を引き続き整備していく必要があります。 既に欧米では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ）についての法制度が整備されていますが、日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取組が顕在化し、8, 0 0 0 を超える団体がこの法制度化に賛同しており、また、議員連盟が立ち上がるなど国会での法制化の検討が始まりました。 私たちも、この法制化の流れに対して、しっかりとした議論と速やかな制定を強く要望するものです。 だれもが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方の必要性が高まっています。こうした働き方と、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基礎に、新しい公共をはぐくむ市民事業とまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。 以 上				